

広島県告示第九百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和五年一月十日までの間、縦覧に供する。

令和四年十二月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道呉環状線	呉市焼山町字老枚折敷一〇六〇五番八五地先から 呉市焼山町字能登呂一〇四五一番一地先まで	令和四年十二月二十八日